

## ○五城目町ふるさと納税推進事業実施要綱

平成28年6月1日

五城目町訓令第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、五城目町へのふるさと納税の推進を図り、寄附者に対してふるさと特産品を贈呈することにより、町内産業の活性化を図る五城目町ふるさと納税推進事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 五城目町ふるさと愛郷寄附条例（平成20年五城目町条例第13号）に基づく寄附をいう。
- (2) 寄附者 本町に対し、ふるさと納税をした者をいう。
- (3) ふるさと特産品 五城目町のPRにつながり、特産品提供事業者が、町内で製造等された商品又は提供するサービスをいう。
- (4) 特産品提供事業者 町内に本社等を有する法人等で、町税等の滞納等のない事業者をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体及び個人事業主をいう。
- (6) 町税等 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、保育料及び町営住宅使用料をいう。

(ふるさと特産品の贈呈等)

第3条 町長は、寄附者に対し、1回当たりのふるさと納税の金額に応じ、ふるさと特産品を贈呈する。ただし、寄附者がふるさと特産品を希望しない場合は、この限りでない。

(特産品提供事業者の資格要件)

第4条 特産品提供事業者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町内に本社、支店、営業所、工場等（以下この号において「本社等」という。）を有する法人又は個人であること。ただし、次条第3号に該当するふるさと特産品の

特産品提供が、町内に本社等を有しない法人又は個人であるときは、この限りでない。

(2) 町税等の滞納がないこと。ただし、町税等の滞納分に係る納付相談等により、計画的に滞納分の町税等の納付が行われている場合は、この限りでない。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つものでないこと。

(ふるさと特産品の応募要件)

第5条 特産品提供事業者が提供するふるさと特産品は本町のPRにつながる商品やサービス等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内で製造、加工、採取、栽培等をしているもの

(2) 町内で提供されるサービスであること（サービスの提供を保証する利用券を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、本町のPRに効果があると町長が特に認めるもの

(ふるさと特産品の承認申請)

第6条 ふるさと特産品の申込みをしようとする者は、五城目町ふるさと特産品登録承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 商品等の紹介文書及び画像データ

(2) その他町長が必要と認める書類

(ふるさと特産品の登録承認)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の結果について、五城目町ふるさと特産品登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(ふるさと特産品の承認変更等)

第8条 特産品提供事業者は、前条の登録承認を受けた後、ふるさと特産品を変更するとき、又はふるさと特産品の提供が困難となったときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 前項の申請及び承認等に係る事務手続は、第6条及び第7条の規定に準じて行うものとする。

(特産品提供事業者の責務等)

第9条 特産品提供事業者は、提供したふるさと特産品の品質、性能等の商品に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。

2 特産品提供事業者は、町が事業の広報を目的とした公式サイト、パンフレット等の製作のために必要な協力を行わなければならない。

3 特産品提供事業者は、事業の実施に係る法人等の権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報取扱い)

第10条 特産品提供事業者は、事業に係る事務を処理するために取得した個人情報の取扱いについては、別に定める五城目町ふるさと納税推進事業個人情報取扱要領を遵守しなければならない。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、特産品取扱事業者が、偽りその他の不正の手段によって町支出額を受領したときは、全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第12条 特産品提供事業者は、帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、要綱第3条の規定は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日訓令第7号)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月20日訓令第28号)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月21日訓令第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月1日訓令第16号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日訓令第58号）

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

附 則（令和3年9月28日訓令第48号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

五城目町ふるさと特産品登録承認申請書

年 月 日

五城目町長 様

申請者 所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号

五城目町ふるさと納税推進事業実施要綱第6条の規定により、五城目町ふるさと特産品登録承認申請書を提出します。

1. ふるさと特産品提供商品  
別表のとおり

2. 担当者連絡先

氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	

(別表)

番号	ふるさと特産品名称	特産品概要	特産品税込価格 (送 料)	特記事項 ※1
1			円 ( 円)	
2			円 ( 円) )	
3			円 ( 円)	
4			円 ( 円)	
5			円 ( 円)	
6			円 ( 円)	
7			円 ( 円)	
8			円 ( 円)	

9			( 円)	
10			( 円)	

※1 送付までに一定期間を要する商品や提供可能時期が限定される商品等について、特記事項に記入すること。

様式第2号（第7条関係）

五城目町ふるさと特産品登録承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

特産品提供事業者

様

五城目町長 印

五城目町ふるさと納税推進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1. 登録承認ふるさと特産品等について

別表のとおり

2. 注意事項

五城目町ふるさと納税推進事業実施要綱を順守すること。

ふるさと特産品等の贈呈の際には、ふるさと納税に対するお礼であることが分かるよう配慮すること。



(別表)

登録 番号	ふるさと特産品名称	ふるさと納税寄附価格帯 (特産品税込価格)	承認期間 (期間限定のみ記入)
1		円 (円)	月 日～ 月 日
2		円 (円)	月 日～ 月 日
3		円 (円)	月 日～ 月 日
4		円 (円)	月 日～ 月 日
5		円 (円)	月 日～ 月 日
6		円 (円)	月 日～ 月 日
7		円 (円)	月 日～ 月 日
8		円 (円)	月 日～ 月 日
9		円 (円)	月 日～ 月 日
10		円 (円)	月 日～ 月 日